

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。 (法第 33 条第 4 項第 1 号イ) (審査基準第 15 条(1)ア)	適	TTC 等の標準に則り、適正かつ明確に定められていると認められる。
2 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。 (法第 33 条第 4 項第 3 号) (審査基準第 15 条(3))	適	変更内容は、TTC 等で標準化されたインタフェース仕様の追加であり、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないと認められる。
3 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	TTC 等で標準化されたインタフェース仕様を新たに追加するものであり、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められる。

※ 上記以外の審査事項については、該当事項なし。